

第238回一関市教育委員会定例会

日時 令和4年8月24日（水）

午後1時30分から

場所 大会議室A

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第16号 一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議事日程第2 議案第17号 文化財の指定に関し議決を求めることについて

3 報 告

(1) 新一関市立花泉小学校校舎・屋内運動場等建設(建築)工事の請負契約の変更について (資料No.1)

(2) 新一関市立花泉小学校プール建設(建築)工事の請負契約の締結について (〃)

(3) 新一関市立大東中学校校舎増築等(建築)工事の請負契約の締結について (〃)

(4) 世界遺産拡張登録検討委員会について (資料No.2)

(5) 行事報告及び行事予定について (資料No.3)

4 その他

(1) 令和4年度学校教育行政の重点について (健やかな体) (資料No.4)

(2) その他

5 閉 会

第238回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第16号	一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第17号	文化財の指定に関し議決を求めることについて

議案第16号

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和4年8月24日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程の一部を改正する訓令

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程（平成28年教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
共同実施組織 の名称	共同実施校	設置場所	共同実施組織 の名称	共同実施校	設置場所
一関Aグループ	一関市立南小学校、一関市立滝沢小学校、一関市立弥栄小学校、一関市立萩荘小学校、一関市立一関中学校、一関市立一関東中学校、一関市立萩荘中学校	共同実施組織の総括を置く拠点校	一関Aグループ	一関市立南小学校、一関市立滝沢小学校、一関市立弥栄小学校、一関市立萩荘小学校、一関市立一関中学校、一関市立一関東中学校、一関市立萩荘中学校	共同実施組織の総括を置く拠点校
一関Bグループ	一関市立山目小学校、一関市立赤荻小学校、一関市立巖美小学校、一関市立磐井中学校、一関市立巖美中学校		一関Bグループ	一関市立山目小学校、一関市立赤荻小学校、一関市立巖美小学校、一関市立磐井中学校、一関市立巖美中学校	
一関Cグループ	一関市立中里小学校、一関市立一関小学校、一関市立舞川小学校、一関市立桜町中学校、一関市立舞川中学校		一関Cグループ	一関市立中里小学校、一関市立一関小学校、一関市立舞川小学校、一関市立桜町中学校、一関市立舞川中学校	

花泉グループ	<u>一関市立永井小学校、一関市立涌津小学校、一関市立油島小学校、一関市立花泉小学校、一関市立老松小学校、一関市立金沢小学校、一関市立花泉中学校</u>	花泉藤沢グループ	<u>一関市立花泉小学校、一関市立藤沢小学校、一関市立黄海小学校、一関市立花泉中学校、一関市立藤沢中学校</u>
大東グループ	一関市立大原小学校、一関市立大東小学校、一関市立興田小学校、一関市立猿沢小学校、 <u>一関市立大原中学校、一関市立興田中学校</u>	大東グループ	一関市立大原小学校、一関市立大東小学校、一関市立興田小学校、一関市立猿沢小学校、 <u>一関市立大東中学校</u>
千厩室根グループ	一関市立千厩小学校、一関市立室根小学校、一関市立千厩中学校、一関市立室根中学校	千厩室根グループ	一関市立千厩小学校、一関市立室根小学校、一関市立千厩中学校、一関市立室根中学校
川崎東山グループ	一関市立東山小学校、一関市立川崎小学校、一関市立東山中学校、一関市立川崎中学校	川崎東山グループ	一関市立東山小学校、一関市立川崎小学校、一関市立東山中学校、一関市立川崎中学校
<u>藤沢グループ</u>	<u>一関市立藤沢小学校、一関市立黄海小学校、一関市立新沼小学校、一関市立藤沢中学校</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

理由

令和5年4月1日に施行される市立小中学校の統合に伴い共同実施組織の名称及び共同実施校を改正するもの。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 17 号

文化財の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定をすることについて議決を求める。

1 指定年月日 令和4年8月24日

2 指定の内容

指定番号	種別	名称	員数	所在地	指定時の所有者
文指第 177 号	有形文化財 (彫刻)	銅造 阿彌陀 如来坐像 <small>どうぞう あみだ によらいざぞう</small>	1 軀	一関市千厩町千厩 字北方 165 番地	個人

令和4年8月24日 提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

一関市文化財保護条例第4条の規定により、「銅造阿彌陀如来坐像」を「どうぞう あみだによらいざぞう銅造阿彌陀如来坐像」を一関市指定有形文化財に指定しようとするものである。これがこの議案を提出する理由である。